

特定非営利活動法人 日本 KAIGO サポートセンター 会員規約

この会員規約は（以下「本規約」という）は、特定非営利活動法人日本 KAIGO サポートセンター（以下「当法人」という）と、当法人の会員（以下「会員」という）との関係に適用する。

第 1 条（目的）

当法人は、会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行う。

第 2 条（会員の定義）

会員とは、以下に記述する全ての会員の総称とする。

1. 正会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められ、活動及び事業を推進する個人または法人の会員をいう。
2. 準会員とは、当法人の趣旨に賛同し、当法人に入会を認められ、活動を援助する個人の会員をいう。
3. 賛助会員とは、当法人の趣旨に賛同し、当法人に入会を認められ、活動を援助する法人の会員をいう。

第 3 条（入会申込）

入会の申込をする場合は、入会申込書に必要事項を記入し、当法人に郵送、FAX、E-mail、または当法人に直接提出することとする。入会申込書を提出しその後当法人より年会費の通知後、年会費を支払うものとする。入金確認ができたときに入会が成立し、入会後会員証を発行し会員に送付する。

第 4 条（年会費）

1. 年会費は次のように定める。

正会員（法人）	年会費	100,000 円
正会員（個人）	年会費	10,000 円
準会員	年会費	5,000 円
賛助会員	年会費	30,000 円（一口）
2. 入会月により、年会費が月割り計算になることがある。その場合は当法人より年会費入金額を明示することとし、その後の支払いとなる。

第 5 条（入会の成立）

入会は、前項に定める入会申込に対して、事務局が入会申込書と第 4 条に定める年会費の入金を確認したときに成立する。

第 6 条（入会の拒絶）

当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 申込書に虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者がかつて除名された者であった場合
- (3) 初年度年会費を指定期限日を過ぎても未納の場合

第 7 条（会員資格の有効期間）

1. 会員資格の有効期間は、当法人決算月末日（毎年 3 月 31 日）までとする。
2. 有効期間満了前に当法人より継続のための案内を送付する。その案内により、次年度の年会費を指定期限日までに納入することにより会員期間を 1 年延長することができる。
3. 入会后、会員から解約の申し出がない限り自動更新として、以降も同様に契約期間が自動更新されるものとする。

第 8 条（会員特典）

会員は別に理事会が定める会員の区分によって会員特典を受けることができる。

また、特典の内容などについては予告なく変更する場合がある。

第 9 条（総会における表決権）

1. 当法人は年 1 回の定例総会と不定期に開催される臨時総会において、当法人の運営に関する決定を行う。
2. 総会は、当法人定款に定めるとおり、正会員をもって構成する。

第 10 条（個人会員の資格継承）

個人で入会した会員が、退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとする。第三者への資格継承はできないものとする。

第 11 条（法人会員の資格継承）

法人で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した法人会員は、速やかにその旨を書面にて当法人に通知する必要がある。

第 12 条（会員情報の変更）

会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面をもってその旨を当法人に通知しなければならない。

第 13 条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。この場合には、当法人は、当該会員に対し、支払済みの会費等を返還しないこととする。

- (1) 本人から退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である法人が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第 14 条（除名）

当法人は、会員が次のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することがある。

- (1) 当法人の定款等に違反したとき。
- (2) この会員規約に違反したとき。
- (3) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合。
- (4) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (5) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合。

第 15 条（退会）

会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

第 16 条（抛出品品の不返還）

既に納入した年会費及びその他の抛出品金は、これを返還しない。

第 17 条（損害賠償）

1. 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとする。
2. 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されるものとする。

第 18 条（会員規約の変更）

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。

（附則）

本規約は 2015 年 4 月 1 日より実施する。